

令和8年度 基本方針・事業計画・運営計画

ケアハウス剣崎拠点区分

◎基本方針

1. 安全で安心できる施設（短期入所事業所含む）サービス、を提供します。
 - ・ご利用者の有する能力の維持及び向上を目指すと共に、その人らしさを持ち続け、その人が望む生活ができるように支援します。
 - ・ご利用者が、自立して安全で安心して生活ができるように、適切なサービスを提供すると共に、新たなニーズを見出してサービスの質の向上を目指します。
 - ・ご利用者の尊厳の保持、人権を尊重する為に、身体拘束廃止・虐待防止すると共に、本人の望む生活が送られるように、プライバシー保護に気を配りながら人的・物的な環境を整えます。
2. 住み慣れた地域での生活継続の為に在宅サービスを提供します。
 - ・デイサービス事業は、在宅生活を送るご利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるように、事業所の役割と機能を活かし地域ケアシステムの社会資源として地域に信頼される事業所を目指します。
 - ・居宅介護支援センター事業所は、在宅支援の専門機能を活かしながら個別のニーズをとらえ関連サービスの関係者と連携して、在宅生活を続ける高齢者の自立支援及び家族支援に向けて中心的な役割を担う事業所を目指します。
3. 地域の多様なニーズを探り、地域との共生を図ります。
 - ・地域や関係機関と連携・協働し多様なニーズを把握して、課題などの解決に取り組める窓口機関となります。
 - ・様々な催しや通常の施設運営において、施設を開放し地域の交流の場としての役割を担います。
 - ・災害時には、施設の設備等を活かし避難所としての機能を地域に提供します。
 - ・実習生や学生（小・中・高校生等）の体験活動を受け入れ、介護・福祉への興味や魅力、やりがい等を発信できるように取り組みます。
4. 魅力ある職場作りと、人材育成に取り組みます。
 - ・良好な職場の人間関係の構築を目指し、ハラスメントのない風通しの良い組織風土づくりを推進します。
 - ・職員の質の向上並びに福祉サービスの質の向上を目指し、介護・福祉の次世代を担うリーダー育成に取り組みます。
 - ・ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進します。
 - ・コンプライアンス体制の維持とメンタルヘルス対策へ取り組みます。

◎事業計画（中長期計画 令和8年～令和12年）

<施設内外の整備>

※建物の諸設備・備品等の修繕に適時対応します。また、省エネ設備への更新に向けて計画的に整備を進めていきます。車両についても、定期的にメンテナンスを行い、安全確認をしていきます。

<サービスの質の向上>

※第三者評価を受審して、評価・見直しを行うことで、サービスの質の向上に繋がります。

（軽費老人ホーム・短期入所生活介護は、3年に1回 剣崎デイサービスセンターは5年に1回の受審とします）。受審結果をもとにサービスの改善に努めていきます。

※入居者・利用者の個々のニーズを把握し、その方らしく安らぎの持てる安心した生活が維持できるように支援していきます。

※入居者の介護予防に視点をおいたレクリエーション・健康体操・介護予防トレーニングなどの実施により、現在のADLが維持できるように支援します。

→ADL維持等加算取得への継続的な取り組み

※入居者の口腔内の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるように口腔衛生の管理体制を整え実施していきます。

※個々の嗜好に配慮した食事を提供するとともに、個人の身体状況に合わせた栄養状態を継続的に把握することに努めます。

<人材育成・人材定着>

※入居者に対するサービスのレベルアップと職員の資質向上を目的として、外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修も時代に対応した内容で広く知識を持てるように工夫します。

※職員の資格取得の支援をします。（介護支援専門員合格率 up, 介護福祉士合格率 up、ファーストステップ研修・実務者研修の受講・喀痰吸引研修受講等）

※プリセプター制度を利用して、新規・中途採用職員の育成と定着を目指します。

※介護職・看護職の魅力を発信していきます。（SNSなどで情報を発信）

※外国人の育成（技能実習生、特定技能実習生）と長期的な定着に繋がるような取り組みを行います。また、技能実習生から在留資格「介護」へのキャリアアップを目指し当施設職員として、継続的勤務をして貰えるように支援します。

※人材育成・定着を目的に、人事評価制度を実施します。

<業務改善>

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減を目的に、生産性向上委員会を中心に、業務改善に取り組みます。→生産性向上推進体制加算の取得

※介護に特化した介護テクノロジーを導入して、業務改善と職員の負担軽減に繋がるようにしていきます。

※業務内容の明確化と役割分担を行い介護職員がケアに集中できる環境をつくる為、介護補助を活用するなど役割の見直しや、手順書の改善などをおこなっていきます。

※各事業所がそれぞれ5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を実施したうえで、業務のムダ・ムリ・ムラを排除しコスト削減や職場環境の整備に繋がっていきます。

<地域貢献>

※地域に対する貢献事業として、剣崎デイサービスセンターやケアハウス剣崎なんばホール等を地域に開放して、地域の憩いの場（子供達との交流、地域の児童・生徒・住民との交流）として活用します。また、定期的に地域への行事に参加し交流を深めます。

※ケアハウスの機能を活かして地区の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯との関わりを持ち気軽に利用してもらえるような関係性を構築していきます。（災害時の想定も含めて）

<災害時対応>

※災害時には、地区の関係機関・町内会と連携しながら対応できるような体制を整えます。

※BCP（業務継続計画）の実用化にむけての検証と研修・訓練の実施を定着します。

<設備投資や改修>

ケアハウス剣崎

- ・2階、3階入居者食堂備品の整備（テーブル・椅子等）
- ・ベッド購入（3台）
- ・浴室の整備
- ・非常用自家発電機の設置
- ・照明器具のLEDへの取替え
- ・水回りの備品交換
- ・介護テクノロジーの導入
- ・車いす、歩行器の買い替え
- ・融雪装置の点検

剣崎デイサービスセンター

- ・フロア床の張り替え（暖房時と冷房時の気温の変化によって、床材が浮き上がってきており、利用者が転倒する危険性がある。）
- ・フロア内 エアコンの取り換え（3台）
- ・照明器具のLEDへの取り換え
- ・介護テクノロジーの導入
- ・フロアテーブル、いすの買い替え

支援センター

- ・現在、夜間及び休日に持ち回りで1台の携帯電話を使用して緊急対応をしているが、利用家族の要望もあり（LINE活用等）個々に携帯電話を所持し対応できるようにする。
- ・事務所内、床の張り替え工事
- ・事務所内の照明器具のLEDへの取り換え
- ・介護テクノロジーの導入

(単年度計画 令和8年度)

(1) 経営の安定

① 各事業所の稼働率をあげる為の取り組み

安定した経営を維持するために、各事業所が目標値をたて稼働率をあげ収益の向上を目指します。

i ケアハウス特定施設入居者 定員 50 名中 1 日平均 名を維持します。

・退居から入居までの期間を短くして、空室日数を減らします。時間のかかる入居手続きを短期間でできるように改善します

・転倒事故や誤嚥性肺炎などからの入院者数・退居者数を減らします。

(機能訓練、口腔ケア等の専門的なサービスを充実します)

ii 短期入所生活介護(夜間泊りの人数 平均 名)

・新規依頼を断ることなく継続して利用してもらえるようなサービスを提供します。

iii 通所介護(1日平均利用者数 名)

・新規依頼を断ることなく利用者・介護者の思いに寄り添いながらサービスを提供します。

iv 居宅介護支援センター(月利用者数 介護 名 予防 名)

・困難事例を断ることなく依頼があれば、対応します。また、利用者からの苦情が発生することなく、安心してケアマネジメントをまかせられるような事業所を目指します。

・処遇改善加算取得の為、ケアプランデータ連携システムの導入と活用

② 入居者・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減の為、業務改善を行います。

・生産性向上委員会(ケアハウス)を中心に、生産性向上推進体制加算 I を取得します。

・ケース記録、会議録、勤務表作成、行事計画書、ヒヤリハット報告書等の事務業務を、ICTを使用することで軽減され、その時間を活用して入居者・利用者との関わる時間を増やします。(ケアハウス・通所介護)

・5S 活動を行いコスト削減と職場環境の整備を行います。(全事業所)

・全ての福祉サービスが、標準的に実施されているかチェックできる体制を作り、チェックを実施後サービスが標準化するように改善を行います(ケアハウス剣崎、通所介護)

③ 第三者評価を受審します。

福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、軽費老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護では第三者評価を受審します。→ 令和8年6月受審予定

④ 感染症の発生をおさえ拡大させないように取り組んでいきます。

感染症が発生して拡大することで事業を停止させなければいけない状況に陥ります。発生しても拡大しないように、日頃から意識する取り組みを行っていきます。また、業務継続計画の見直しと研修・訓練を実施します。→感染症委員会

⑤ 入居者・利用者の安心と安全を確保し福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、事故防止委員会を中心にリスクマネジメントに取り組めます。

⑥ 身体拘束・虐待を未然に防ぐ為に、身体拘束廃止委員会・虐待防止委員会を設置して、権利侵害を発生させない対応をします。

⑦ 入居者・利用者が自然災害時に安全で安心して生活が継続できるように、業務継続計画を見直し、研修・訓練を実施します。また、大規模災害を想定して、福祉避難所となった場合の開設訓練を実施し、シュミレーションをしておきます。さらに火災発生時及び自然災害発生

時に地域住民との交流サイト結ネットを活用しながら協力体制を取り、お互い支援を行えるような関係性を維持していきます。(コミュニティ林中の災害訓練等に参加、また、ケアハウス夜間避難訓練時に町内会の参加を依頼) → 防災委員会

(2) 入居者・利用者が健康で、希望する生活ができ楽しく毎日を過ごすことができるように支援します。 (ケアハウス、短期入所生活介護、通所介護)

- ① 各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を行います。→令和9年4月1日より義務化(なりのぼう歯科医院より助言・指導を受けて口腔ケアを実施します。)
- ② 生活機能の改善・維持のために、機能訓練、レクリエーション、行事を実施します。
(ケアハウス機能訓練は、定期的に訓練を実施します。 デイサービスは、機能訓練を月～金 実施します)
- ② 入居者・利用者の個別のニーズを把握して、そのニーズに沿った個別ケアを実施します。また、行事やレクリエーションを企画する際にも、ニーズに沿って実施します。
- ③ 入居者・利用者が自分本位の福祉サービスを受け、満足した日常生活を送れているかを調査します。(第三者評価、満足度調査、懇談会等)
- ④ 介護の重度化防止と自立支援を目的に、多職種・各委員会が連携して介護予防に繋がるサービスを提供します。ADLを維持 → ADL維持等加算の取得
(自立支援委員会、認知症援助委員会、栄養改善委員会、褥瘡・排泄援助委員会)
(ア) 介護予防(運動や口腔ケア)への取り組みと、LIFEからADL維持加算への取得
(イ) 認知症の入居者・利用者の心身の状況や意向を踏まえ、尊厳を尊重しその人らしく生活ができるよう日常生活を支援するとともに、認知症の進行を遅らせる取り組みも行っていきます。
(ウ) 個人の嗜好や今までの食生活を尊重し、1人ひとりの状態に合わせた食事を提供します。また、行事食には、旬の食材を取り入れた季節感あふれる食事の提供に努めます。
(エ) 個々の排泄アセスメントを通じて自立への対応策を検討して支援していきます。

(3) 家族との交流及び地域との交流と社会貢献活動に努める。 (全事業所)

- ① 入居者家族・地域住民と交流できる行事を開催します。(ゴーゴー剣崎感謝祭)
- ② 日頃から家族と連携・協力して入居者を支えるために、家族も関わられるような行事を企画したり面会しやすい環境を作ります。
- ③ 林中地区福祉施設連絡協議会の活動に参加して、民生委員や福祉協力員との連携及び地区の福祉施設(こども園、障害者施設等)と共に地域のニーズの把握に努めます。
- ④ 地域住民や在宅介護者のニーズを把握する為、ティルーム剣崎を開催します。
- ⑤ 入居者・利用者が地域の行事に参加して地域住民と交流を行います。(花見会、運動会、敬老のつどい、文化祭、その他実施行事)
- ⑥ 各種ボランティアとの親交を図り、地域に出向いて交流促進をします。
- ⑦ 地域行事への職員参加(春・秋のクリーン作戦、湾岸清掃、公民館行事、地区会議等)

(4) 人材の確保と育成・やりがいのある職場作りへの整備 (全事業所)

- ① 新規・中途採用職員の育成: ネット研修(eラーニング)を利用して、個々の資質や成長に応じた研修計画を立て実施します。また、継続的な指導をする為に、プリセプター制度を利用します。
- ② 外国人技能実習生及び特定技能外国人を計画的に育成ができるように支援します。
- ③ 現任職員(有期雇用職員含む)の育成: ネット研修(eラーニング)を利用して、個々

の所属する委員会や役割を考慮しながら研修計画を立て実施します。

- ④ 介護福祉士資格取得に繋がる支援を行います（実務者研修受講）
- ⑤ 人材の育成と定着、職員の資質向上を目的に、施設内研修を開催します。
- ⑥ 年度始めに外部研修参加への希望者を聞き取り、本人が希望する専門分野の知識向上と専門職としてのステップアップを目指し施設外研修への参加を支援します。
- ⑦ 残業時間や時間外勤務を減らし働きやすい環境を作るために、ケアプラン、ケアプラン立案のためのアセスメント・モニタリング等の作成を ICT・AI 等を利用します。
- ⑧ メンタルヘルス対策に取り組み、職員が気軽に意見が言える「はた楽BOX」を継続して、風通しの良い職場風土を作ります。また、保健安全委員会を中心に多職種協働でハラスメント防止対策を行います。
- ⑨ ホームページ等の SNS を通じて、ケアハウスの情報を発信し介護職・看護職の魅力を伝え人材の確保に繋げていきます。

◎運営計画

● ケアハウス剣崎

1日平均入居者数	一般 3名	職員数	正職	嘱託医	有期	合計
	特定 47名					
1日平均 ショート利用者数	12名		29名	1名	14名	44名
居室（入居）	◆1人部屋 ・ 44室		◆2人部屋 ・ 3室			
居室（ショート）	◆1人部屋 ・ 9室		◆2人部屋 ・ 2室			

<令和8年度業務目標>

- ① 生産性向上を目指して、IOT、ICT を活用し業務の効率化を図ります。
- ② 入居者が身体機能を維持して安定したケアハウスの生活の実現を目指します。
- ③ 職員は自己研鑽に努め、より良いサービスの提供を実践していきます。

介護部門

（ケアハウス一般・特定入居者）

1. 自立支援

- ① 科学的介護の運動・栄養・排泄・水分量の把握を行い、入居者個人の目標に対しての達成率を上げ、活動量が増える事で生活の質の向上を図ります。
- ② 定期的に機能訓練を実施し、身体機能の低下を防ぎます。
- ③ 口腔機能の低下を予防するために口腔ケアを実施します。
- ④ できること・できないことを見極め、不要な介助はせずに、できることを引き出し、身体機能の維持を図ります。

2. 認知症ケア

- ① 入居者がこれまでの経験から繋がる自分らしく、安心感が持てる生活を送れる様、日常生活での見守りを行い、個人のニーズを把握します。一定の生活リズムが持て、出来る事、やりたい事が続けられる様、アクティビティに活かしていきます。

② 内外の研修に参加し、認知症ケアに必要な技術を習得します。入居者が穏やかに生活できる為の専門性を高め、実践に役たてます。

3. ケアプラン

① 課題分析を行い、入居者や家族の意向をお聞きし個人のニーズを把握します。ニーズに沿った生活を送れるようケアプランに反映させ、サービスを提供していきます。

② ケアプランに沿ったサービスが実施されているか、ケアプランに沿ったケアチェックを行います。

③ LIFE（科学的介護情報システム）の評価を取り入れ、サービスの計画、実施、評価、振り返りに反映させていきます。

4. アクティビティ

施設生活が楽しみあるもの・充実したものになるよう、ニーズに沿った行事、家族や地域交流行事、季節の行事等を立案、実施していきます。余暇時間には個々に沿ったものを計画・提供し、心身の安定を図ります。

（短期入所者生活介護）

1. 利用者や家族のニーズを把握し、ニーズや思いに寄り添い、安心した生活を送られるよう支援します。

2. 家での状態が保て、楽しみや目的を持って生活できるよう、プリント・パズル・文字並べ・体操・手作業などに取り組んでもらい、余暇時間の充実を図ります。また、行事やレクリエーションでは、楽しんでもらえる企画を提供し、行事については満遍なく参加できるよう日程を調整します。

3. 各感染症の流行にアンテナをはり、持ち込まないように、予防対策を講じて受け入れを行い、発生が疑われた場合には速やかに対処するなど、状況に応じた対応を講じていきます。

（共通）

1. 業務改善、IoT、ICTを活用し、生産性の向上に努めます。生産性を上げた時間で、利用者の個別ケアやアクティビティに繋がります。職員には働きやすい環境を作ります。

※適切に作業を省力化し、仕事の負担と負担感を軽減します。改善してできた時間を有効に活用します。利用者の要望が少しでも叶うような時間使い、利用者の存在を支えるべく、サービスの向上に繋がります。

2. 効率的に業務が行える様、生産性の向上の取り組みと合わせて、5S（整理、整頓、掃除、清潔、躰）の実施取り組みを行っていきます。職員間で意識し、話し合い、合意の上行っていきます。

3. 感染対策のもと、地域の行事の参加や清掃活動等を行い、地域のニーズに対して、当施設のできる機能を発揮して地域に還元します。

（クリーン作戦、花見会、運動会、敬老のつどい、文化祭、林中夏まつり、ティールーム剣崎等）
また、普段から家族と情報を共有しながら、家族とも交流機会を設けます。

4. 介護職員のスキルアップと知識、技術の向上を目指し、施設内外の研修に積極的に参加します。新人職員を対象として、プリセプター制度を行い、技能・知識を統合して自信と誇りを持てるように指導していきます。外国人技能実習生の指導体制を構築し計画的な育成を行います。一人一人が専門職としての自覚と責任を持ち連携強化し、質の向上とチーム力アップを目指します。また、キャリアに応じた資格取得や研修参加を推進し計画的に進めます。特に研修参加者のバラツキを無くしていきます。

5. 第三者評価を受審します。受審結果を踏まえ、改善に取り組んでいきます。

6. 標準的なサービス（食事、排泄、入浴、口腔ケア等）は、プライバシーを配慮し、入居者、利用者を尊重したサービス提供となっているか、定期的な見直しとそれに沿ったサービスが提供されているかをチェックする体制を取り入れます。

医務部門

1. ケアハウス入居者の健康管理に努め、ご家族、かかりつけ医（主治医）への情報提供・情報共有の充実を図り施設生活が健康な状態で送られるように努めます。結果、早期対応に努めることで入院件数を増やさないようにします。
2. 短期入所生活介護利用者が安心して過ごせるように努めます。また感染症対策として常に情報共有と適切な対応を行い、職員、ケアハウス入居者への拡大防止に努めます。
3. 職員の健康管理に努め、安心して勤務に就けるよう努めます。また外国人技能実習生に対し健康面等の相談役を務めていきます。
4. 入居者の健康維持、介護度の低下予防を目的に多職種職員と協力し適切なサービスを提供します。
 - ① 口腔衛生管理：入居者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことが出来るように、入居者に応じた口腔衛生管理を計画、実施します。（なりのぼう歯科口腔外科クリニックの指導・助言を受けます）
 - ② 機能訓練：入居者の介護予防、ADL 維持を目的に多職種と連携と情報を共有し定期的に機能訓練を行います。
5. 多職種と連携し入居者の日常生活動作の維持と要介護の低下防止に努めます。（口腔ケア、機能訓練、）。LIFE（科学的介護情報システム）の評価を基に、利用者一人ひとりのサービスの計画・実施・評価・振り返り（PDCA サイクル）を行ないます。（ADL 維持加算取得に向けて）
6. 感染症対策の中心となり対策の強化・感染拡大を防止します。①BCP の実用化の研修・訓練、②感染症対策（予防・まん延防止・発生時）の職員研修・訓練（年 2 回）、③就業時には必ず入居者等の感染に関する状況を把握、現行の感染対策の周知を図ります。（感染症対策委員会と連携）
7. 生産性向上に向けての取り組み、5S 活動を積極的に行い、働きやすい職場、業務改善に努めます。
8. 令和 8 年度 第三者評価を受審し結果を基に具体的なサービスの改善に反映していきます。

生活相談員部門

1. 入居稼働率を維持する為に、平均空床期間 20 日以内を目標とする。空床になり退居等が予想される時は、直ちに次の候補者を選出し準備しておく。また、候補者が、ケアハウスで長期間生活できるかをアセスメントする。退院がスムーズに出来るように病院と家族と連携を取ります。

利用人数を定員 50 名、1 日平均 45 名を目指します。

一般入居者の方が今後 ADL 等の低下があり、一般での生活継続が難しいようなら特定への切替を家族や入居者本人に提案していく。また、特定入居者の ADL が変化したら区分変更などを随時実施します。

2. 短期入所者生活介護においては、入居相談時、状態などを細かく連絡し、その中で居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの関係性を構築していき新規利用者獲得に努める。また、空床情報を各居宅などに毎月 FAX にて発信し稼働率アップを目指す。発信は第 1 週目とします。

緊急ショート等の対応を行いながら、ショートステイの夜間泊り平均 12 名を目標とします。施設で感染症が発生した時は、各関係機関、ご家族、ご利用者様などに注意喚起をメールや電話連絡にて促し、協力を得る事で出来るだけ閉鎖をせずに対応を強化していきます。

3. 住民のニーズを知り、そのニーズに沿った活動を実施する。

① 剣崎町民生委員と連絡を取り、毎月の回覧版にケアハウスの予定表を 2 か月に 1 回配布し、ケアハウスで行っているサービスを地域住民も利用できるように調整・案内し、活用していただきます。 (理髪サービス、ショッピング、移動スーパー等)

② 各種ボランティアと親交を図り交流を行う。また白山市社会福祉協議会のボランティアの問い合わせを随時行い必要な (生きがい委員会とも連携を取る) グループと繋がります。 (慰問、歌謡ショー、マジックショー等)

③ 地域で行われる行事へ職員参加を促し、地域貢献に努めます。

(地域での行事：納涼夏まつり、林中体育祭、案山子祭、敬老の集い等の参加)

④ 地域貢献事業 (ティールーム剣崎・結ネットの活用)

4. 家族が参加できる行事を多職種と連携し開催する。又、普段から面会しやすい環境を作り、家族と交流を行いながら、家族の思いを知る事に繋がります。

5. IOT・ICT (インカムや介護用ロボットの導入等) を活用し、加算が算定できるように生産性向上委員会に参加した上で、業務改善に繋がる取り組みを行います。

6. 第三者評価を受けることで、『サービスの質の向上』を目指し『入居者の選択支援』の幅を広げます。また評価過程で職員の自覚や改善意欲を高め課題の共有化を進めます。

栄養部門

1. 入居者及び利用者の状態把握に努め多職種との情報を共有しながら、個々の健康維持、嗜好に配慮した食事提供を行い食事量の UP と・口腔ケアを行い常食の提供を目指します。

2. 多職種協働でミールラウンドを実施して、個々の入居者・利用者の食に関する個別ケアを行います。

2. 入居者及び利用者の嗜好や要望を把握し、食事や間食を通じて季節を感じ楽しみにつながるように、旬の食材を利用した行事食・カフェ・おやつ作り等の実施を図ります。(嗜好調査・満足度調査・懇談会)

3. フードロスが減らすためにも残食をチェックして、少しでも入居者・利用者に喜んで食べてもらえるような献立を提供します。

4. 委託会社との連携を図り、徹底した衛生管理のもと安心のできる食事を提供します。また、感染症及び自然災害発生時等の緊急時にも、対応できるように努めます。

● 剣崎デイサービスセンター

1日平均利用者数	40名	職員数	正職	日勤職員	有期	合計
			3名	7名	14名	24名

<重点事項>

1. 地域ケアシステムの社会資源として地域に信頼される事業所を目指します。
2. 利用者様が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び体操・機能訓練を行います。
3. 利用者様及び家族様の要望により、個別の通所介護計画を作成、利用者様が必要とするサービスの提供に努めます。

<令和7年度目標>

1. 感染症の発生がなかなか予知できないため当分の間マスクなどの予防対策の継続と利用者様、家族様へのお願いを継続します。センター内での座席については利用者様の増加に伴い座席の配慮には気を付けるもののパネルの撤去を含めた対応を考えていきます。
2. 日々の生活動作の中で、専門職の指導を受けながら看護師が機能訓練に取り組み利用者様のADLの維持や介護度低下に繋がることがないように支援します。また専門性の必要な利用者様と看護師主導によるリハの提供者を分けることで機能訓練の利用数の増加を目指します。
3. 利用者様や家族様からの要望等を聞きながら剣崎デイサービス独自の魅力づくりを行うことで新規の利用者様の獲得が出来るように取り組みを行っていきます。
4. 地域行事の参加については少人数での参加が可能か、職員の配置が可能かの判断をしながら実現します。今後、入浴は1日を通して行うことになると考えられ、行事は、午前・午後と2回開催の必要がでてきます。利用者様に楽しく過ごして頂く為にも、行事は欠かせないため、職員の配置を検討して実施していきます。
5. 知識や個人の能力の向上のために、研修に積極的に参加し職員の知識や意識の向上及び介護の質の向上を目指していきます。
6. 5S運動に職員1人1人が自覚を持ち取り組み、ムリ、ムラ、ムダの削減に努める。そのうえで、業務時間内に仕事が終わられるよう業務の見直しや工夫を行っていきます。
7. 職員一人一人が提供するサービスが標準的に実施されているかチェックする体制を作り、実施します。
8. 第三者評価を受審します。(6月)
9. 光野デイサービスとの統合により利用者様の増加に伴う業務内容の変更、施設内のレイアウト変更など剣崎、光野両方の利用者様が不利益を持たれないよう取り組んでいきます。

● 居宅介護支援センター

月平均 利用者数	介護 100 名 介護予防 66 名	職員数	正 職 4 名	有 期 名	合 計 4 名
-------------	-----------------------	-----	------------	----------	------------

<重点事項>

1. 利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療または福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行うものとします。
4. 関係市町、他の指定居宅介護支援事業所、居宅サービス提供事業者、介護保険施設、地域包括支援センターとの連携に努めるものとします。

<重点目標>

介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るため、確認項目における確認文書の記録の徹底に取り組んでいきたい。※詳細別紙参照

1. 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（第 13 条）の確認項目を徹底する。

- 利用者の日常生活全般を支援するため介護保険以外の保健医療・福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めます。
- 利用者が有する能力、その置かれている環境等を評価し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）します。
- アセスメントのため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。
- サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めます。
- 居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- 居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付します。
- 定期的に居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い結果を記録します。（月 1 回）
- サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- 居宅サービス計画に位置づけた個別サービスにかかる当該計画の提出を求めます。

【確認文書】

- アセスメント結果記録
- サービス担当者会議の記録
- 居宅サービス計画
- 支援経過記録等
- モニタリングの結果記録
- 個別サービス計画等ケアマネジメントの一連の流れについて、支援経過記録に実施日、方法（居宅を訪問等）、面接した者等を記録するなど根拠となる法令に基づいた記録の徹底に努めます。

2. 業務継続計画の策定（第 19 条の 2）R6. 4. 1～義務化

- 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じます。

- 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施します。
- 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

【確認文書】

- 業務継続計画
- 研修及び実績がわかるもの（記録等）
- 訓練計画及び実施が分かるもの（記録等）法令に基づいた記録の徹底に努めます。

3. 感染症の予防及びまん延防止のための措置（第21条の2）R6.4.1～義務化

- 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催（おおむね6月に1回以上）、その結果を周知します。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期実施します。

【確認文書】

- 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催状況結果のわかるもの（記録等）
- 感染症及びまん延の防止のための指針
- 感染症及びまん延の防止のための研修・訓練の実施状況結果がわかるもの（記録等）法令に基づいた記録の徹底に努めます。

4. 苦情処理（第26条）

- 苦情を受けた場合、内容等を記録します。

【確認文書】

- 苦情の受付簿
- 苦情者への対応記録等 法令に基づいた記録の徹底に努めます。
＜介護支援専門員に寄せられる苦情は2種類＞
 - ① 介護支援専門員及び所属事業所が提供するケアマネジメントに関すること
 - ② ケアプランに位置付けたサービスに関すること
 - ③ ケアマネ自身は①は苦情と認めるが、②は苦情と認識しないことが多いため①と②の苦情解決ができるように 次年度は苦情（相談）対応に取り組み、苦情内容や事実確認状況、対応状況、その後の経過、再発防止のための取組み等の記録を残し、ケアマネやサービス事業所の資質向上に努めていく。

※苦情を受け付けた場合の対応について、介護支援専門員が一人で対応し解決を試みるのではなく、速やかに管理者に報告し組織として下記内容に留意し対応する。

- ・苦情を受け付けたという介護支援専門員やサービス担当者の感情ではなく、利用者と家族の心情、生活への影響に配慮する。
- ・速やかに記録を開始する（いつ、だれが、何について、どのような苦情を誰に対して申し立てているか、考えられる原因は何か等）。記録は事業所または保険者指定様式の有無を確認する。
- ・緊急性を判断する。
- ・苦情にどのように対応すべきか所属組織や関係組織と相談する。など
事業者は、利用者と家族の保護、権利擁護の視点を持ち、介護サービスの質の維持向上のためにも苦情解決に取り組む必要がある。どのような苦情も感情的にとらえることなく、常に利用者を主語に捉え、冷静に状況を整理する。
解決が困難な場合には、地域包括支援センター、保険者、国保連への相談・報告も必要で、各機関での調査には必要な情報、記録の提出など協力が求められる。

5. 虐待の防止（第27条の2）R6.4.1～義務化

- 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果を介護支援専門員へ周知します。
 - ②虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③虐待の防止のための研修を定期実施します。

○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

【確認文書】

○虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの

○虐待の防止のための指針○虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの

○担当者を置いていることがわかるもの等法令に基づいた記録の徹底に努めます。

6. ケアハウスの特徴を生かし地域の独居高齢者や高齢者世帯からの困りごとなどの情報をキャッチし、包括支援センターや医療機関等と連携し地域の様々な活動や交流行事に参加し、利用者獲得に繋げることを意識して行動し地域との関係性作りに努め気軽に相談してもらえるような居宅介護支援センターを目指します。
7. 事業所が市町から直接介護予防支援事業者として指定を受ける制度が開始し、介護予防支援の利用者数の増加が見込まれることから、地域の包括支援センター及び各病院との信頼関係を作り、依頼があった時は断ることなく積極的に受け入れを行います。
8. 日々の信頼関係を重視して、いつでも相談しやすい環境と雰囲気づくりに心掛け、事業所内での決定事項（業務分担表参照）についても常に協力し合い、支障が出ないように努めます。
9. 居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件であるケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置（常勤でなくてもよい）を行い、デジタル化を進め利用者拡大に備えます。
 - ・介護支援専門員1人当たりの取扱い件数は、利用者49又はその端数を増すごとに一とする。
 - ・指定介護予防支援の提供を受ける利用者の取扱件数は、3分の1換算。
 - ・総合事業は件数に含まない。
10. 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する研修等に参加します。